

# 妊娠・出産で利用できる制度

## 妊娠中

### ■ 妊婦健康診査費用助成

母子健康手帳交付時に配布される妊婦健康診査の受診券を利用することで14回分の妊婦健康診査の一部費用の助成を受けることができます。

→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。

### ■ 出産応援金（めざみっこ出産応援ギフト）

妊娠された方を対象に、出産準備金として5万円を給付しています。

母子手帳交付時に保健師と面談し、アンケートと申請書を提出していただく必要があります。

→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。

## 妊娠中・出産後

### ■ 出産手当金

出産前42日間と出産後56日間、産前産後休暇中の賃金が助成されます。支給額は賃金日額の67%×休んだ日数です。出産後に職場復帰する方が対象ですが、出産前に退職する方でも一定要件に当てはまれば対象となります。

→国保の方は住民室(☎0238-87-0511)、お勤めの方は勤務先またはご加入の健康保険へお問い合わせください。

## 出産後

### ■ 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険などに加入していれば、その被保険者またはその被扶養者が出産したときに、基本的に子ども1人につき50万円が支給されます。50万円は健康保険などから出産した医療機関に直接支払われます。退院時には出産・入院にかかった費用の差額分を支払います。費用が50万円を下回る場合は健康保険に申請することで差額分を受け取ることができます。

→国保の方は住民室(☎0238-87-0511)、お勤めの方は勤務先またはご加入の健康保険へお問い合わせください。

### ■ 産後パパ育休(出産時育児休業)

お子さんが生まれた直後から8週間以内に、最大4週間の休暇を2回に分けて取得することができます。→詳しくは勤務先へお問い合わせください。

★お子さんが生まれたら、まずは14日以内に飯豊町役場住民室へ出生届を提出ください。

★出産後に役場へ届出が必要なもの、飯豊町のサポート一覧もご覧ください。



## 出産後つづき

### ■ 育児休業給付金

育児休業中の賃金が助成されます。最初の180日は賃金日額の67%、それ以降は50%を受け取ることができます。期間は産後休暇終了の翌日から、子どもの1歳の誕生日の前日までです。お子さんを園に入れないなどの一定の理由があれば2歳の誕生日の前日まで延長することができます。  
→詳しくは勤務先へお問い合わせください。

### ■ 児童手当

お子さんが18歳になるまで2か月ごとに受け取ることができます。  
→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。



### ■ 医療費助成(子育て支援医療証)

高校3年生まで医療費が無料になります。パパやママの健康保険に加入してから申請します。  
→飯豊町では「子育て支援医療」と呼んでいます。子育て支援医療については、出生届提出時に申請書をご記入いただいた後、お子さんの保険証が発行されてから再度来庁していただく必要があります。  
詳しくは住民室(☎0238-87-0511)へお問い合わせください。

### ■ 高額療養費

異常分娩(帝王切開、吸引分娩、鉗子分娩など)だった場合、医療費の分類となり、健康保険が適応となるため、費用が3割負担になります。そして、1カ月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は制度の対象となり、超えた分の金額が健康保険から給付されます。ご加入の健康保険へ申請が必要です。  
→国保の方は住民室(☎0238-87-0511)、お勤めの方は勤務先またはご加入の健康保険へお問い合わせください。

### ■ 子育て応援金(めざまっこ子育て応援ギフト)

赤ちゃん訪問後に、アンケートと申請書を提出することでお子さん一人につき5万円を受け取ることができます。  
→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。

### ■ 新生児聴覚検査費用助成

出生後に行う新生児の聴覚検査費を、1回2,000円を上限に助成します。置賜総合病院・さくらクリニック・島貫医院で出産される方は、妊婦健診受診票についている受診券を産院へ提出いただければ入院費から差し引かれます。その他の産院で出産される方は申請が必要です。  
→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。

## ✿飯豊町独自のサポート✿

### ■ すこやか出産祝

飯豊町にお住まいの方が出産した場合、祝金5万円と商品券5万円を贈呈します！  
→詳しくは総合政策室(☎0238-87-0521)へお問い合わせください。

### ■ 家庭保育給付金

生後2か月の翌日から満3歳以後の3月31日までのお子さんを家庭で保育している方へ、お子さん1人につき月5,000円を給付します。7月・11月・3月に4か月分を申請します。  
→詳しくは子ども家庭健康室(☎0238-86-2338)へお問い合わせください。